

処理事例 54 調査しないこととしたもの

苦情申立て対象機関	都市局建築安全課	
苦情申立ての内容	<p>建築安全課が保管する平成 7 年新築の苦情申立人宅に係る建築計画概要書添付の配置図に、市職員の手書きで「現況道路巾員」と記載されている。この書き込みによる道路幅員は現況と異なるものであって、市職員による書き込み行為は偽造に該当する。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立人と面談して苦情内容を聴き取り、苦情内容を検討した結果、本件の苦情申立てについては、オンブズマンの調査対象外事項であると判断しました。</p> <p>まず、オンブズマンは、本件配置図に書き込まれた「現況道路巾員」との記載内容に誤りがあるかどうかについて確認を行いました。</p> <p>平成 7 年当時（現在も同様）、建築基準法施行規則（確認申請書の様式）第 1 条の 3 に基づく第一号様式（現在は第二号様式）において、配置図の記載については、事実と相違ないとして申請者・設計者が押印することとされています。そこで、本件でも、問題となっている書き込み以外の本件配置図の内容は事実と相違ないという前提で検討すると、本件配置図では、道路中心線から道路後退線（建築家屋側太実線）までの間隔が 2,000mm（道路幅員の半分 600mm+580mm+820mm）であり、建築基準法で規定するセットバックと合致しています。とするなら、本件配置図から推認される現況道路は、道路中心線から 600 mm の距離にある直線と直線との間の部分となり、手書きの「現況道路巾員」と記載されている部分は、配置図から推認される現況道路幅員と合致していることとなります。</p> <p>よって、オンブズマンとしましては、本件配置図においては、手書きの「現況道路巾員」という書き込みが誤りであるとはいえないと判断しました。</p> <p>苦情申立人は、本件配置図を添付資料として建築の確認申請を行い、確認処分がなされて、既に自宅を新築していますし、当該書き込みが誤りといえないことも勘案すれば、第三者による配置図への「現況道路巾員」との書き込みという事実について、申立人が具体的な利害を有しているとはいえないと考えられます。</p> <p>また、本件配置図への「現況道路巾員」との書き込みの調査については、書き込みがなされたと推測される平成 7 年から、既に 20 年以上経過していることから、現時点で、どういう経緯で、誰が追記したのかを明らかにすることは極めて困難です。</p> <p>以上のとおり、苦情申立人の申立事項については、明石市法令順守の推進等に関する条例所定の調査対象外事項であることから、オンブズマンとしては調査をしないこととします。</p> <p>もっとも、原本である配置図に書き込みがなされているにもかかわらず、それがどういう経緯で、誰によってなされたかが不明というのでは、市民が、職員が申請書類等の原本を適切に管理しているのかについて無用な疑念を抱きかねないと思われます。そこで、オンブズマンとしては、建築安全課に対し、今後、市民の誤解を招くようなことがないよう、原本や書類の適切な管理を希望します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成 29 年（2017 年）4 月 4 日	要した日数
市の機関への調査年月日	—	—
調査結果通知年月日	平成 29 年（2017 年）6 月 14 日	71 日間

